

弁済供託により勾留されずに釈放が認められた事例

刑事事件

事案の概要

男性 自営業者

相談者は、とある施設に備え付けられていた備品を損傷したということで、器物損壊罪で逮捕されてしまいました。逮捕当日に、相談者より警察署を通して連絡を受け、担当弁護士が事件を担当することになりました。

解決結果

担当弁護士は相談者が留置されている警察署に直ちに赴きました。

相談者としては、事実を認めていたことから、担当弁護士としては、被害店舗に対する被害弁償交渉を優先して行う方針としました。

担当弁護士は、直ちに被害店舗に赴きましたが、被害店舗の処罰感情が強く、被害弁償金相当額を受け取ってもらうことが出来ませんでした。

そのため、被害弁償金相当額については、**法務局に供託する**手続きをとり、実質的な被害弁償を行ったという実績を作りました。

逮捕翌朝、担当検事に直接面会を求め、今後の勾留の必要性や勾留の理由が乏しいことを担当検事に伝え、相談者を勾留しないことを求める書面を提出の上、説得しました。

結果的に、**相談者は、勾留請求されることなく逮捕から3日目に釈放されることになりました。**

担当弁護士からひとこと

被害店舗の処罰感情が強く、被害店舗に担当弁護士が謝罪に伺ったものの、被害弁償金を受け取ってもらえないという事案でした。

窃盗や器物損壊といった財産犯（財産的利益を侵害した事件）においては、刑事処罰を軽くしてもらうためには被害弁償が何より重要です。

担当弁護士は、**弁済の供託（民法494条）**という手法を講じて、被害弁償の事実を作ることができたことが功を奏した事案でした。